

障発第0626001号
平成20年 6月26日

各都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

「相談支援従事者研修事業の実施について」の一部改正について

標記事業については、平成18年4月21日障発第0421001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「相談支援従事者研修事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部を別添のとおり改正したので通知する。

(別添)

相 談 支 援 従 事 者 研 修 事 業 実 施 要 綱 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(別紙)</p> <p>相談支援従事者研修事業実施要綱</p> <p>1 目的 地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 事業の実施主体は、都道府県とする。</p> <p>3 実施内容 (1) 相談支援従事者初任者研修 ① 研修対象者 相談支援事業に従事しようとする者 ② 研修内容等 標準的な研修カリキュラムは、別表1のとおりであり、この内容以上のものとする。また、国が行う相談支援従事者指導者養成研修を修了した者を中心として実施する。 ③ 修了証書の交付等 ア 都道府県知事は、研修修了者に対して、研修修了証書番号、研修修了年月日、修了者の氏名及び生年月日等必要事項を記載した修了証書を交付するものとする。 イ 都道府県知事は、研修修了者について上記アに掲げる事項を記載した名簿を作成し、管理する。 (2) 相談支援従事者現任研修 ① 研修対象者 指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者 ② 研修内容等 標準的な研修カリキュラムは、別表2のとおりであり、この内容以上のものとする。また、国が行う相談支援従事者指導者養成研修を修了した者を中心として実施する。 ③ 修了証書の交付等 相談支援従事者初任者研修に準ずること。</p> <p>4 事業報告書の提出 事業の実施状況等については、別途通知する様式により事業報告書を提出すること。</p> <p>5 経費の補助 本事業の実施に要する経費については、別に定めるところにより補助する。</p> <p>6 その他実施上の留意事項等 (1) 事業実施上知り得た研修修了者に係る秘密の保持については、厳格に行うこと。 (2) 本要綱に基づいて実施される研修は、指定相談支援の提供に当たる者が受講しなければならない研修であること。</p>	<p>(別紙)</p> <p>相談支援従事者研修事業実施要綱</p> <p>1 目的 地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とする。</p> <p>2 実施主体 事業の実施主体は、都道府県とする。</p> <p>3 実施内容 (1) 相談支援従事者初任者研修 ① 研修対象者 相談支援事業に従事しようとする者 ② 研修内容等 標準的な研修カリキュラムは、別表1のとおりであり、この内容以上のものとする。また、国が行う相談支援従事者指導者養成研修を修了した者を中心として実施する。 ③ 修了証書の交付等 ア 都道府県知事は、研修修了者に対して、研修修了証書番号、研修修了年月日、修了者の氏名及び生年月日等必要事項を記載した修了証書を交付するものとする。 イ 都道府県知事は、研修修了者について上記アに掲げる事項を記載した名簿を作成し、管理する。 (2) 相談支援従事者現任研修 ① 研修対象者 指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者 ② 研修内容等 標準的な研修カリキュラムは、別表2のとおりであり、この内容以上のものとする。また、国が行う相談支援従事者指導者養成研修を修了した者を中心として実施する。 ③ 修了証書の交付等 相談支援従事者初任者研修に準ずること。</p> <p>4 事業報告書の提出 事業の実施状況等については、別途通知する様式により事業報告書を提出すること。</p> <p>5 経費の補助 本事業の実施に要する経費については、別に定めるところにより補助する。</p> <p>6 その他実施上の留意事項等 (1) 事業実施上知り得た研修修了者に係る秘密の保持については、厳格に行うこと。 (2) 本要綱に基づいて実施される研修は、指定相談支援の提供に当たる者が受講しなければならない研修であること。</p>

改 正 前			
(別表1) 相談支援従事者初任者研修標準カリキュラム			
科 目	獲 得 目 標	内 容	時間数
1 障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義(6.5時間)			
障害者自立支援法の概要	障害者自立支援法の趣旨、目的やサービス内容の基本的な理解を深める。	これまでの障害福祉の概要と制度の変遷を踏まえ、利用者の自立支援を図るために必要な障害福祉サービスの意義と目的等、制度の概要を理解する。(自立支援給付、地域生活支援事業、自立支援医療、補装具、利用者負担減免措置、障害福祉計画、不服申し立て等についてふれる。)	1.5
相談支援事業と相談支援専門員	障害者自立支援法におけるケアマネジメントの制度化と市町村における相談支援事業の役割を理解する。	障害者自立支援法においてケアマネジメントを制度化した背景、ケアマネジメントを実施する上での相談支援事業の機能と役割を踏まえ、相談支援における面接技術、支援プロセス、チームアプローチ、相談支援専門員の役割(相談支援専門員に期待するもの)等について当事者の参加を得るなどして理解、認識し、その倫理と基本姿勢を理解する。(個別支援会議から地域自立支援協議会への構造的な理解やサービス管理責任者との関係、連携方法等についてふれる。)	3.5
障害者自立支援法における支給決定プロセス	障害者自立支援法における障害福祉サービスの利用の支給決定プロセスを理解する。	障害者自立支援法における障害程度区分を理解するとともに、障害福祉サービスの利用の支給決定プロセス及びサービス利用計画作成費について理解する。①自立支援給付等のサービスを必要とする利用者の発見等、②アセスメントによりニーズを明らかにする確かな情報の把握と分析、③自立支援の理念を具現化し、利用者の生活目標を実現するためのサービス利用計画等の原案の作成等(社会資源の開発活用も含める。)、④モニタリングの方法と技術について、⑤ケアマネジメント実施評価について、⑥ターミネーションについて、といった一連のプロセスについて「相談支援の手引き」により理解する。	1.5

改 正 後			
(別表1) 相談支援従事者初任者研修標準カリキュラム			
科 目	獲 得 目 標	内 容	時間数
1 障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義(6.5時間)			
障害者自立支援法の概要	障害者自立支援法の趣旨、目的やサービス内容の基本的な理解を深める。	これまでの障害福祉の概要と制度の変遷を踏まえ、利用者の自立支援を図るために必要な障害福祉サービスの意義と目的等、制度の概要を理解する。(自立支援給付、地域生活支援事業、自立支援医療、補装具、利用者負担減免措置、障害福祉計画、不服申し立て等についてふれる。)	1.5
相談支援事業と相談支援専門員	障害者自立支援法におけるケアマネジメントの制度化と市町村における相談支援事業の役割を理解する。	障害者自立支援法においてケアマネジメントを制度化した背景、ケアマネジメントを実施する上での相談支援事業の機能と役割を踏まえ、相談支援における面接技術、支援プロセス、チームアプローチ、相談支援専門員の役割(相談支援専門員に期待するもの)等について当事者の参加を得るなどして理解、認識し、その倫理と基本姿勢を理解する。(個別支援会議から地域自立支援協議会への構造的な理解やサービス管理責任者との関係、連携方法等についてふれる。)	3.5
障害者自立支援法における個別支援計画の作成	障害者自立支援法における個別支援計画(サービス利用計画を含む)の作成プロセスと障害福祉サービスの利用の支給決定プロセスを理解する。	障害者自立支援法における個別支援計画(サービス利用計画を含む)の作成プロセスを理解し、その上で障害程度区分の位置付け、障害福祉サービスの支給決定プロセスの位置付け等を理解する。①自立支援給付等のサービスを必要とする利用者の発見等、②アセスメントによりニーズを明らかにする確かな情報の把握と分析、③自立支援の理念を具現化し、利用者の生活目標を実現するためのサービス利用計画等の原案の作成等(社会資源の開発活用も含める。)、④モニタリングの方法と技術について、⑤ケアマネジメント実施評価について、⑥ターミネーションについて、といった一連のプロセスについて理解する。	1.5

改 正 前			
科 目	獲 得 目 標	内 容	時間数
2 ケアマネジメントの手法に関する講義（8時間）			
障害者ケアマネジメント（概論）	ケアマネジメントの目的、理論的変遷、障害者の生活ニーズの捉え方の理解を深める。	ケアマネジメントの目的、理論的変遷、障害者の生活ニーズの捉え方など、障害者ケアマネジメントの概論を障害者ケアガイドラインを踏まえ理解する。	2
ケアマネジメントの展開	実例を通して、アセスメント・サービス利用計画作成・社会資源の活用と調整、モニタリング、実施評価を理解する。	サービス利用計画作成費対象者の事例をもとに前半2日間の講義を受けて一連のプロセスをシミュレーションし理解する。（相談面談から主訴の把握、生活機能とその背景の把握、利用者の状況等、事例検討等を行うことにより、アセスメント等の理解を深める。生活の目標に向けたサービス及び社会資源の活用と調整等のモニタリング、ケアマネジメント実施評価を理解する。）	6
科 目	獲 得 目 標	内 容	時間数
3 障害者の地域支援に関する講義（6時間）			
障害者の地域生活支援	障害者の地域生活における人的支援、環境整備、就労支援、家族支援、医療、教育などの支援を理解する。	障害者の地域生活において、ICFの視点をもとに人的支援、環境整備、就労支援、家族支援、医療、教育などの支援について実情を具体的に理解する。（障害者の地域生活におけるニーズ解決のための社会資源の活用についてふれる。）	1.5
自立支援と権利擁護	ケアマネジメントプロセス全般における権利擁護の視点を理解する。	具体的なケアマネジメント事例を通して当事者のエンパワメント、アドボカシー等について理解する。その上で、成年後見制度等の関連制度の重要性についても理解する。	1.5
地域自立支援協議会の役割と活用	地域自立支援協議会の運営方法について理解する。	地域の社会資源の整備状況等のアセスメント（地域診断）を行い、その地域の課題を理解するとともに、地域自立支援協議会の役割を踏まえ、地域づくりのステップアップについて理解する。	3

改 正 後			
科 目	獲 得 目 標	内 容	時間数
2 ケアマネジメントの手法に関する講義（8時間）			
障害者ケアマネジメント（概論）	ケアマネジメントの目的、理論的変遷、障害者の生活ニーズの捉え方の理解を深める。	ケアマネジメントの目的、理論的変遷、障害者の生活ニーズの捉え方など、障害者ケアマネジメントの概論を障害者ケアガイドラインを踏まえ理解する。	2
ケアマネジメントの展開	実例を通して、アセスメント・サービス利用計画作成・社会資源の活用と調整、モニタリング、実施評価を理解する。	サービス利用計画作成費対象者の事例をもとに前半2日間の講義を受けて一連のプロセスをシミュレーションし理解する。（相談面談から主訴の把握、生活機能とその背景の把握、利用者の状況等、事例検討等を行うことにより、アセスメント等の理解を深める。生活の目標に向けたサービス及び社会資源の活用と調整等のモニタリング、ケアマネジメント実施評価を理解する。）	6
科 目	獲 得 目 標	内 容	時間数
3 障害者の地域支援に関する講義（6時間）			
障害者の地域生活支援	障害者の地域生活における人的支援、環境整備、就労支援、家族支援、医療、教育などの支援を理解する。	障害者の地域生活において、ICFの視点をもとに人的支援、環境整備、就労支援、家族支援、医療、教育などの支援について実情を具体的に理解する。（例えば地域生活移行事例をみながら、障害者の地域生活におけるニーズ解決のための社会資源の活用についてふれる。）	1.5
相談支援における権利侵害と権利擁護	ケアマネジメントプロセス全般における権利擁護の視点を理解する。	具体的なケアマネジメント事例を通して当事者のエンパワメント、アドボカシー等について理解する。その上で、成年後見制度等の関連制度の重要性についても理解する。	1.5
地域自立支援協議会の役割と活用	地域自立支援協議会の必要性と運営方法について理解する。	地域の社会資源の整備状況等のアセスメント（地域診断）を行い、その地域の課題を理解するとともに、地域自立支援協議会の役割を踏まえ、地域づくりのステップアップについて理解する。	3

改 正 前			
科 目	獲 得 目 標	内 容	時間数
4 ケアマネジメントプロセスに関する演習（11時間）			
実習ガイダンス	実際の事例を選定して、ケアマネジメントプロセスを個別学習することによって、演習につなげる。※1	実習の目的、ねらい、方法、アセスメントツールについて解説を行う。	1
演習Ⅰ	課外実習で作成した各自のアセスメント表、サービス利用計画書を発表し、相互の事例の理解を深める。	各自の事例を発表し、情報交換し、演習Ⅱの事例を選択する。	3
演習Ⅱ	模擬的なサービス担当者会議を通じて事例検討を行いケアマネジメント手法を具体的に理解する。	グループによって選択した事例をもとに役割を分担して模擬的なサービス担当者会議等を行い、サービス利用計画書を完成させる。	4
演習のまとめ	発表事例の事後的・客観的評価により実習・演習の総括を行う。	発表事例の中から数例を選び、モニタリングの方法、事後的・客観的評価を行うことにより、総合的な援助の方針及び目標設定の整合性を確認し、ケアマネジメントについての理解を深める。	3
合 計			31.5

改 正 後			
科 目	獲 得 目 標	内 容	時間数
4 ケアマネジメントプロセスに関する演習（11時間）			
実習ガイダンス	実際の事例を選定して、ケアマネジメントプロセスを個別学習することによって、演習につなげる。※1	実習の目的、ねらい、方法、アセスメントツールについて解説を行う。	1
演習Ⅰ	課外実習で作成した各自のアセスメント表、サービス利用計画書を発表し、相互の事例の理解を深める。	各自の事例を発表し、情報交換し、演習Ⅱの事例を選択する。	3
演習Ⅱ	模擬的なサービス担当者会議を通じて事例検討を行いケアマネジメント手法を具体的に理解する。	グループによって選択した事例をもとに役割を分担して模擬的なサービス担当者会議等を行い、サービス利用計画書を完成させる。	4
演習のまとめ	発表事例の事後的・客観的評価により実習・演習の総括を行う。	発表事例の中から数例を選び、モニタリングの方法、事後的・客観的評価を行うことにより、総合的な援助の方針及び目標設定の整合性を確認し、ケアマネジメントについての理解を深める。	3
合 計			31.5

改正前		
在宅の事例を1事例選定し、ケアマネジメントプロセスを課外実習する。 (別表2) 相談支援従事者現任研修標準カリキュラム		
科目	内容	時間数
1 講義(6時間)		
障害者福祉の動向について	障害福祉の施策等、最新の動向を知る。	1
都道府県地域生活支援事業について	都道府県が実施している地域生活支援事業の事業内容について理解する。(例)発達支援、高次脳機能障害、精神障害退院促進、権利擁護、就労支援など	2
地域自立支援協議会について	地域自立支援協議会の運営、地域課題へのアプローチ方法について理解する。	3
科目	内容	時間数
2 演習(12時間)		
障害者ケアマネジメントの実践(演習)	各受講者の相談支援実例を発表し支援の検証を行う。演習方法によりチームアプローチのあり方、総合支援の視点の持ち方などについて深める。	6
スーパーバイズ	発表事例の中から数例を選び、スーパーバイズを受けることにより、社会資源の活用方法を含め、自己の検証を行う。	6
合計		18

改正後		
※ 在宅の事例を1事例選定し、ケアマネジメントプロセスを課外実習する。 (別表2) 相談支援従事者現任研修標準カリキュラム		
科目	内容	時間数
1 講義(6時間)		
障害者福祉の動向について	障害福祉の施策等、最新の動向を知る。	1
都道府県地域生活支援事業について	都道府県が実施している地域生活支援事業の事業内容について理解する。(例)発達支援、高次脳機能障害、精神障害退院促進、権利擁護、就労支援など	2
地域自立支援協議会について	地域自立支援協議会の運営、地域課題へのアプローチ方法について理解する。	3
科目	内容	時間数
2 演習(12時間)		
障害者ケアマネジメントの実践(演習)	各受講者の相談支援実例を発表し支援の検証を行う。演習方法によりチームアプローチのあり方、総合支援の視点の持ち方などについて深める。	6
スーパーバイズ	発表事例の中から数例を選び、スーパーバイズを受けることにより、社会資源の活用方法を含め、自己の検証を行う。	6
合計		18